

## 提案公募型県民協働モデル事業 Q & A

6月7日（月）及び8日（火）に開催した事業説明会で出された質疑応答の内容を参考までに公開しますので、事業提案を行う際の参考としてください。

Q：複数団体による提案の場合は、様式2（団体・グループ概要書）の記入のし方はどうなるのか？

A：構成団体ごとに、それぞれ様式2を作成願います。

Q：様式3（提案事業の収支計画書）の「人件費」は、NPOの事務局職員の人件費も対象経費となるのか？ それとも、提案事業のために雇用したアルバイトのみが対象となるのか？

A：正規職員、アルバイトや非正規職員の別にかかわらず、提案事業に関わる職員の人件費が対象となります。提案事業のために勤務した日数が、勤務日誌など客観的な資料に基づき確認することができれば、当該勤務した日数に応じて、人件費を計上することは可能です。（この場合、給与がNPOと県から二重に支給されないよう注意してください。）

Q：提案事業の内容として、NPOが調査研究を行い、県に対して政策提言を行う事業は対象となるのか？

A：公募事業は、NPOと県が協働して相乗効果を発揮しながら実施するモデル事業として行うものであり、基本的に政策提言のみの事業は対象となりません。しかしながら、調査研究を行い、具体的な新たな仕組みを構築し、事業実施までを行うといった事業であれば対象となります。

Q：ITを活用し、ソフトウェアを開発する事業を考えているが、開発後の著作権は県と受託者のどちらに帰属するのか？

A：詳細は委託契約で取り決めることとなりますが、基本的には委託事業の場合は、県もその権利を有することとなります。

Q：様式3（提案事業の収支計画書）の「収入」の項目について、広告収入や事業収入などが見込まれる場合は、その収入を含めて事業全体の収支を計上し、県委託料の所要額を算出すべきか？

A：事業の実施に伴うあらゆる収入（参加費収入、事業収入、広告収入など）を計上し、提案事業全体の中で必要な県委託料を計上してください。

Q：様式3（提案事業の収支計画書）の「会費収入」は、参加費などを徴してイベント等を開催する場合の参加費も含むのか？

A：前問のとおり、事業実施に伴う参加費などを含めた収入を計上してください。

Q：4月の成果報告会分の旅費は、支出に計上できるのか？

A：事業は今年度末で完了となるため、翌年度に実施する成果報告会分の旅費は計上できません。

Q：事業を実施する上で必要と考えられるパソコンの購入は認められるか？認められない場合、パソコンのリース料は経費として認められるか？

A：パソコンの購入が事業を遂行する上で必要不可欠のものである場合を除いて、原則的に備品購入（3万円以上の物品購入）は認められません。（※購入した場合でも、事業完了後に県に返却することとなります。）

また、必要と認められる場合は、リース料を経費として計上することは可能ですが、今年度の事業実施期間分のみが対象となります。